

事業シート（概要説明書）

事務事業名	母子寡婦福祉貸付資金の回収業務		担当局・部名	こども青少年局 子育て支援部				
根拠法令	母子及び寡婦福祉法（第13条, 第32条）		担当課名	こども家庭支援担当				
事業開始年度	昭和28年度		作成責任者	中川 正己				
実施方法 (該当するものすべてにチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施							
	<input type="checkbox"/> 外部委託							
	<input type="checkbox"/> その他 ()							
事業概要	目的 (何のために)	母子家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、母子家庭の母とその児童、及び父母のいない児童の福祉の増進を図ること、及び、20歳を超えた子を扶養する配偶者のいない女性や、現に扶養する子のない寡婦などの生活の安定と向上を図ることを目的として、無利子または低利子で各種資金の貸付を行う。 また、資金ごとに定められた償還開始時期から、償還を開始する。						
	対象 (誰・何を対象に)	母子家庭の母及びその児童、父母のいない児童、寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を養育していたことがある者をいう。）						
	事業内容 (手段、手法など)	各区保健福祉センターにて、相談・申請受理等を行い、必要に応じて事業開始・事業継続・修学・技能習得・修業・就職支度・就学支度・生活・住宅・転宅・医療介護・結婚の12種類の資金の貸付を行い、資金ごとに定められた償還開始時期から、償還を開始する。 ・回収業務の事務フロー ①償還開始時期を迎えた債務者へ請求する。 ②債務者から償還される。 ③償還しない滞納者へは、督促状を発送する。 ④督促に応じない債務者へ、催告状を発送する。 ⑤督促状、催告状に応じない滞納者へ電話・訪問による納付交渉を行う。 ⑥債務者が償還に応じないときは、連帯保証人へ交渉・請求する。						
	実施済の外部委託の内容と実施主体	委託内容						
		実施主体	<input type="checkbox"/> 民間企業	<input type="checkbox"/> 外郭団体等	<input type="checkbox"/> 市民活動団体 (NPOなど)	<input type="checkbox"/> 市民活動団体 (地域住民組織など)	<input type="checkbox"/> その他 ()	
直接実施している業務の内容	同上							
事業の必要性	資力の乏しい母子家庭等及び寡婦に対して12種類の資金を貸付けており、特に、母子家庭の児童が高校や大学等へ進学をする際に無利子で貸付ける修学資金の利用が多い。この貸付制度がある事により、資力の乏しい母子家庭の児童にも進学の機会を与えることができ、将来その児童が安定した職業に就き、自立することが大いに期待できる等、この事業を継続することによって、母子家庭等及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の向上を図ることができる。							
コスト	平成21年度（予算）			人件費				
	事業費	436,820	千円	職員構成	概算人件費 (平均人件費×従事職員数)	従事職員数		
	人件費	60,390	千円	担当本務職員	60,390	千円	7.5	人
	総計	497,210	千円		臨時職員他		千円	

事業シート（概要説明書）

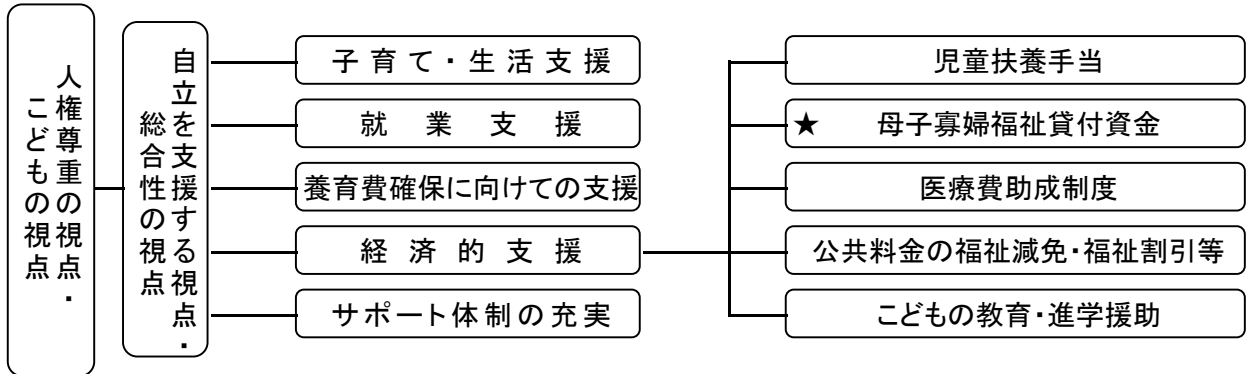
総事業費 (単位：千円)	年度	総額	実施方法が外部委託の場合、委託料等を内数で記入																													
	H19(決算)	410,868 千円																														
	H20(予算)	552,844 千円																														
	H21(予算)	497,210 千円																														
21年度総事業費 内訳 (委託料等を明記)	●平成21年度歳出内訳 (497,210千円) 【人件費】 60,390千円 ・局 7,247千円(0.9人) ・区 53,143千円(6.6人) 【物件費】 436,820千円 ・母子寡婦福祉貸付金 423,437千円 ・母子寡婦福祉貸付事務費 13,283千円 ・過年度支出・還付金 100千円		●事業費歳入内訳 (436,820千円) ・諸収入等 335,378千円 返還金収入332,614千円、利子2,762千円、 雑収入1千円、繰越金1千円 (単位：千円)																													
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19(実績)</th> <th>H20(実績)</th> <th>H21(予算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①人件費</td> <td>66,832</td> <td>61,195</td> <td>60,390</td> </tr> <tr> <td>②貸付金</td> <td>336,681</td> <td>314,481</td> <td>423,437</td> </tr> <tr> <td>③事務費</td> <td>7,355</td> <td>6,718</td> <td>13,283</td> </tr> <tr> <td>④還付金</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>⑤諸収入等</td> <td>242,631</td> <td>270,418</td> <td>335,378</td> </tr> <tr> <td>①+②+③+④-⑤</td> <td>168,237</td> <td>111,976</td> <td>161,832</td> </tr> </tbody> </table>		H19(実績)	H20(実績)	H21(予算)	①人件費	66,832	61,195	60,390	②貸付金	336,681	314,481	423,437	③事務費	7,355	6,718	13,283	④還付金	0	0	100	⑤諸収入等	242,631	270,418	335,378	①+②+③+④-⑤	168,237	111,976	161,832	
	H19(実績)	H20(実績)	H21(予算)																													
①人件費	66,832	61,195	60,390																													
②貸付金	336,681	314,481	423,437																													
③事務費	7,355	6,718	13,283																													
④還付金	0	0	100																													
⑤諸収入等	242,631	270,418	335,378																													
①+②+③+④-⑤	168,237	111,976	161,832																													
事業実績	項目	単位	H19年度(実績)	H20年度(実績)	H21年度(予定)																											
	貸付件数	件	686	621	1,105																											
	貸付金額	千円	336,681	314,481	423,437																											
単位当りコスト (総事業費/ 事業実績)	貸付1件当りのコスト (人件費+事務費) / 貸付件数	千円	108	109	67																											
	貸付金額1万円当りのコスト (人件費+事務費) / 貸付金額	円	2,203	2,160	1,740																											
目指す成果 (今後どのような状態にしたいか、なるべく定量的に記入)	資力の乏しい母子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の向上を図り、あわせて児童の福祉を増進することを目的として、無利子または低利子で各種資金の貸付を行い、資金ごとに定められた償還開始時期から償還を開始しているが、償還開始時期に至っても生活の状況に変化がないために、依然として資力が乏しく、償還が困難な債務者もおり、一定の限界があるなかで、効果的な方法による徴収率の向上を目指す。平成21年度現年度徴収率目標78.3%																															
達成状況 (目指す成果に対して、実施・達成した状況を記入)	現年度の徴収率は、平成17年度 70.4%、平成18年度 74.7%、平成19年度 74.7%、平成20年度 77.1%と年々上昇している。																															
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	現在、各区の保健福祉センターの職員が納付交渉を行っている。未収金を解消するためには頻繁に債務者へ連絡を取り、継続して納付交渉を重ねることが効果的であるが、現状の課題としては、次の点があげられる。 ・督促状、催告状の発送は、区の毎月の定例業務として問題なく実施できているが、区の担当者は児童扶養手当業務をはじめとした、ひとり親施策に関する業務を兼務しているため、窓口業務が主となり、納付交渉のための電話、訪問の時間を確保し難い状況にある。 ・職員の勤務時間の関係で、土日祝日、早朝、晩に電話や訪問をすることができず、連絡をとる時間が平日午前9時から午後5時ごろの間に限られる。																															
	さらなる民間活用・市民協働推進の予定	■有 (予定する業務と、想定しうる実施主体を下欄に記入)		□無																												
業務内容		現在、直接実施している事業内容のうち、⑤督促状、催告状に応じない滞納者へ電話・訪問による納付交渉、⑥連帯保証人への交渉について、区の業務と切り分けて、民間委託が可能なものを対象として検討する。																														
実施主体	■民間企業 □外郭団体等 □市民活動団体 (NPOなど)		市民活動団体 (地域住民組織 など) □		その他 ()																											
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	別紙のとおり																															
特記事項 (事業の沿革等)	なし																															

I 事業の位置づけ

大阪市では、ひとり親家庭が社会における多様な家族形態のひとつであるという考え方を基本に、ひとり親家庭の親が安心して子育てをしながら、いきいきと豊かな自立生活を営むことができるとともに、児童がすくすくと健やかに育つことができるようなまちづくりをめざすことを基本理念とした「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、様々な施策を展開している。

母子寡婦福祉貸付資金は、主に経済的支援（貸付資金の技能習得資金は就業支援）にカテゴライズされる。

■ ひとり親家庭等自立支援施策の体系



II 母子寡婦福祉貸付資金

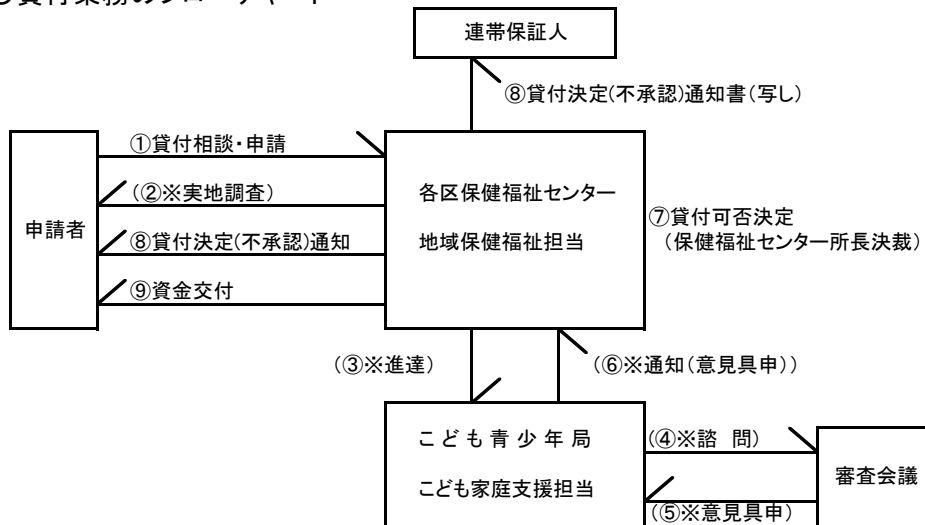
母子家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、母子家庭の母とその児童、及び父母のいない児童の福祉の増進を図ること、及び、20歳を超えた子を扶養する配偶者のいない女性や、現に扶養する子のない寡婦などの生活の安定と向上を図ることを目的として、無利子または低利子で各種資金の貸付を行う。また、資金ごとに定められた償還開始時期から、償還を開始する。

■ 貸付

○ 資金の種類

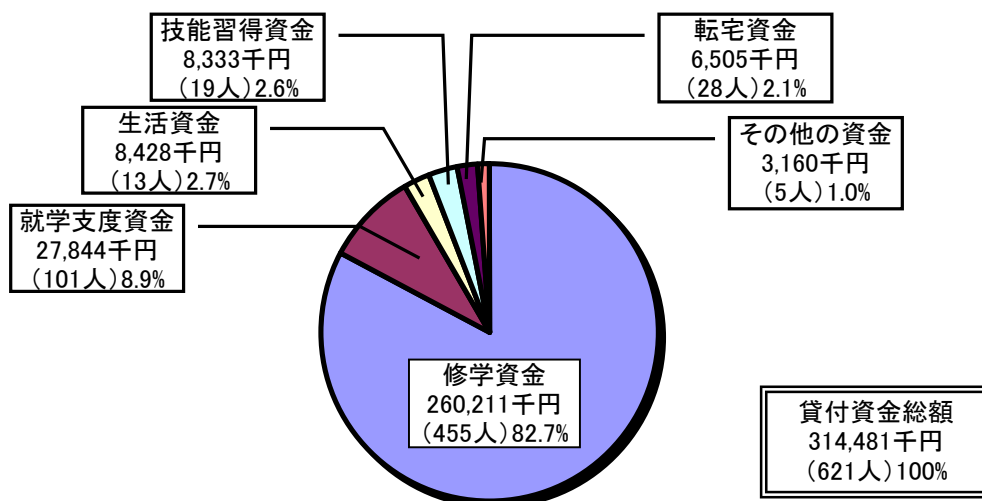
事業開始・事業継続・修学・技能習得・修業・就職支度・就学支度・生活・住宅・転宅・医療介護・結婚の12種類

○ 貸付業務のフローチャート



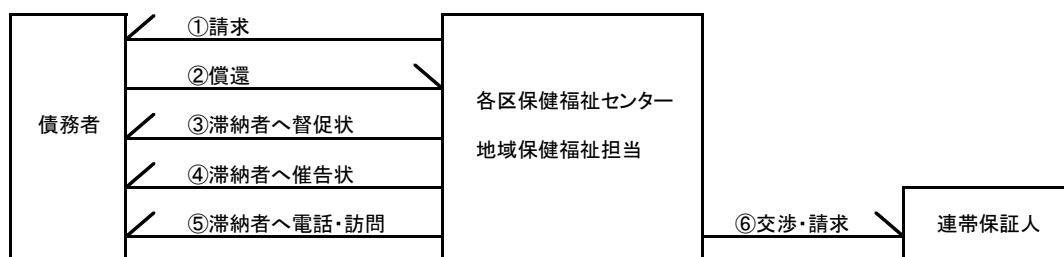
※ ②～⑥は、事業開始・事業継続・生活資金の3資金のみ

○平成20年度資金別貸付状況



■ 回収

○回収業務のフローチャート



○現年度徴収率

平成17年度 70.4%
 平成18年度 74.7%
 平成19年度 74.7%
 平成20年度 77.1%

○平成20年度決算状況

	大阪市	政令指定都市			
		平均	償還率最高	償還率最低	
現年度分	調定額(円)	277,258,362	300,968,311	34,278,904	95,829,882
	償還額(円)	213,843,757	230,913,054	32,224,867	59,447,729
	未収額(円)	63,414,605	70,055,257	2,054,037	36,382,153
	償還率(%)	77.1%	76.7%	94.0%	62.0%
過年度分	調定額(円)	706,563,468	551,416,271	22,434,043	251,526,515
	償還額(円)	56,574,647	29,619,307	3,354,204	12,269,652
	未収額(円)	649,988,821	521,796,964	19,079,839	239,256,863
	償還率(%)	8.0%	5.4%	15.0%	4.9%

○政令指定都市の償還方法

	大阪市	政令指定都市	
		している	していない
督促状の送付	している	18市	0市
電話督促	している	18市	0市
戸別訪問督促(市内)	している	15市	3市
違約金の徴収	している	12市	6市
民間委託	していない	0市	18市